北上市子育て世帯臨時特別支援金給付事業(2回目給付)

令和4年10月21日議会全員協議会 令和4年度10月補正予算関連資料 健康こども部子育て支援課



子育て世帯臨時特別支援金について、県が2回目給付を実施することとしたため、県の支給対象者に加えて、市独自に令和4年9月1日以降に生まれた新生児も支給対象として拡充し、対象児童一人当たり15,000円(1回目給付と合わせて30,000円)を給付するもの

1 支給対象者

次のいずれかの児童を養育する保護者等

- (1) 令和4年9月分の児童手当の支給対象となる児童
- (2) 令和4年9月1日から令和5年4月1日までに生まれた児童 (新生児)

2 支給対象者数(見込)

11,955人

(内訳)

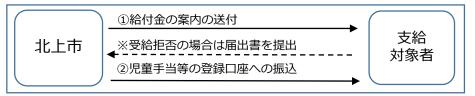
- ①令和4年9月分の児童手当の対象児童※:11,638名 ※所得上限により、児童手当が受給されないものを含む
- ②令和4年9月1日~令和5年4月1日生まれの新生児: 317名

3 給付額

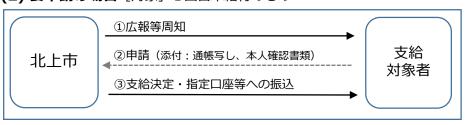
対象児童一人当たり 15,000円 (1回目給付と併せて30,000円)

4 事業スキーム

(1) 申請不要の場合 [対象] 1回目給付済のもの



(2) 要申請の場合 [対象] 1回目未給付のもの



5 費用・市の財政負担

180,940千円 (うち県負担分176,104千円、市単分4,836千円)

【需用費】 160千円 事務消耗品、封筒代(7,500通) 【役務費】 1,455千円 郵送代、振込手数料 【扶助費】 179,325千円 給付金@15千円×11,955名

760千円 繰越

※繰越は令和5年3月以降に生まれた新生児の役務費及び扶助費(50名分)

【財源イメージ】

I 児童手当分

Ⅱ 新生児分



(補足)

1回目給付と2回目給付で児童手当の基準月が異なる。(1回目) 令和4年5月分 (2回目) 令和4年9月分

6 スケジュール

10月31日 議会臨時会議 12月上旬 申請不要の対象者へ支援金の案内送付・支給 要申請者の受付開始(給付は2~3週間後)